

10 農林水産省(構造改革特区第23次・地域再生第10次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1007010	土地改良施設の管理事業の一部を共同して行う組織の設立要件の緩和	現行法で規定される、農業用排水施設に係る管理の一部を共同して行う土地改良区間の連合の設立について、同一行政区域かつ同一水系の河川において、土地改良事業により設置した各地域の当該施設を一体的に捉え、その管理主体たる土地改良区と普通地方公共団体が、その施行地域を一つの地域とする組織を設け、その事業の一部を共同して行うことを可能とする。	<p>同一行政区域かつ同一水系の河川に設置した農業用排水施設について、管理の一体化を図り、管理コストの削減、技術者の確保・育成及び当該河川の水利の合理化等を促進し、農業の生産基盤たる当該施設を、適正かつ安定的に管理執行するとともに、当該水系の自然環境に配慮する体制を確立する。</p> <p>現行法においては、土地改良施設の管理事業の一部を共同して行う組織を設ける場合、土地改良区間の連合に限定され、当該施設の管理主体たる地方自治体と土地改良区間による組織を設けることができない。</p> <p>今回、規制の特例措置として求める当該組織は、その管理主体、地域、事業が限定されていることから、その管理主体たる両町と土地改良区間の組織を設立することができるものとする。</p> <p>【提案理由】 本地区は、両町にまたがる網走川流域において土地改良事業によって設置した施設を有し、その管理は、事業毎に両町と土地改良区が各々行う等、極めて非効率かつ不経済な体制で運営されている。 このため、その事務の一部を共同化し効率的で経済的な水利システムを確立するとともに、同流域の土地・水利用の合理化を図り、適正かつ安定的な管理執行体制を確立し次世代に継承する。</p> <p>【代替措置】 当該組織の事務は、施設の管理事業に限定されるため、現行法に基づく土地改良区連合でなくとも、その事務の一部共同化は可能であり、同連合と同等に、農業生産基盤の整備と開発を目的とする土地改良事業の推進が図られるものと考ええる。</p>		大空町、美幌町、網走川土地改良区	北海道	農林水産省
1010070	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止	地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合は、国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止すること。	<ul style="list-style-type: none"> 農地転用の許可基準は法令及び詳細な処理基準等に基づいて全国統一的に運用されており、事前協議の廃止等を行ったとしても、全国的な見地からの国の関与による優良農地の確保が行える。 手続きを簡素化し申請者の負担軽減を図るため、国の許可基準に基づく場合にあっては、転用面積が4haを超える場合の大臣許可権限を県へ委譲し、知事の許可権限とすること。また、2haを超え4ha以下の場合の知事許可に係る大臣への事前協議を廃止したい。 		兵庫県	兵庫県	農林水産省

10 農林水産省(構造改革特区第23次・地域再生第10次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1015050	地方公共団体が特定外来生物の防除を行う場合の主務大臣の確認の不要	狩猟や有害鳥獣捕獲において捕獲された特定外来生物（アライグマ、ヌートリアなど）を殺処分するための運搬について、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく主務大臣の「確認」を不要とすること。	地方公共団体が、農作物に被害を与える有害鳥獣捕獲において、捕獲した特定外来生物を処分場に運搬する等の防除を行う場合、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条に基づき主務大臣の「確認」を受ける必要がある。この主務大臣の「確認」は、自治体ごとに受ける必要があり、その際の事務手続きが非常に煩雑であり、農作物被害軽減対策に支障があるため。		愛知県	愛知県	環境省・農林水産省